



自宅待機となる対象社員拡大へ

これまで本部・本社間団体交渉確認された新型コロナウイルス対策が全社的に行われてきましたが、支社によってスピード感や取扱いにばらつきがあり具体的には妊娠中の社員が自宅待機を認められた一方で、病気療養中社員の自宅待機が認められず1週間も不安を感じながら勤務する実態がありました。

現場では現場長を通じテレワーク申請を支社に行い、中央本部は申30号で緊急申し入れを行い、また6労組にJR労働者の命と健康を守るために共同行動を要請しました。これらの取り組みの結果、17日より自宅待機が認められ、また出勤予備の乗務員に対しても自宅待機が認められました。

自宅待機が認められたことにより出勤時の感染する不安からは逃れられたかもしれませんが、なぜ申請から1週間も不安に悩まされなくてはならなかったのでしょうか。現場からの要請に「支社管内は緊急事態宣言エリアではないこと」「新潟県はそこまで広がっていない」ことを理由としていましたが、同じ条件である仙台支社が11日の段階で認めていたことみれば危機意識の違いと見ることができます。

安心して業務するために不安を解消しよう！

未曾有の事態の中多くの社員が不安を感じながら業務に就いています。「妊娠中や基礎疾患を持つ社員は自宅待機となったが、家族がそのような症状を持つ場合はどうなるのか。自分が感染させてしまうのではないか」「業務上の県外渡航により人間ドックを受けられなかった」など不安の声が寄せられています。不安を抱えつつも社会インフラを担うために私たち鉄道労働者は業務に向かっています。

東日本ユニオンは労働組合の力で社員と家族の命と健康を守ります！抱える不安を東日本ユニオンにお寄せください。